

皆さま、こんにちは。

日本維新の会の西田兼治でございます。第7回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴の程、宜しくお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。

まず、「公正な選挙の執行」についてお伺いいたします。

尼崎市内で行われた選挙に関しまして、直近では、昨年10月31日に衆議院議員選挙がございました。小選挙区選出に関する投票率は、48.83%と決して高くはないものの、有権者の約半数が投票されています。

一方、過去3回の市長選を振り返りますと、平成22年は29.35%、平成26年は25.69%、平成30年11月18日に執行された市長選に至っては、24.71%という投票率の低さでございました。選挙当日有権者数382,951人に対して、投票者数は実に94,639人でございます。我々尼崎市議会議員一令和3年執行の市議会議員選挙における投票者数が153,937人であったことと比較しましても、94,639人という数字がいかに低いか見て取ることができます。

公職選挙法第95条第1項ただし書によれば、地方公共団体の長の選挙における法定得票数は、有効投票の総数の四分の一以上の得票となっております。当選人となるための要件として「有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする」比較多数得票主義によるものだけでなく、ただし書の消極要件を設けているのは、極端に少ない得票の候補者を当選人と定めることは、選挙の代表たるにふさわしくないことを考慮した結果であると考えられます。残念ながら同法に、有権者数に対する投票者数についての文言はございませんが、ただし書の趣旨を鑑みれば、「当選人たり得るには一定数以上の得票があること」を法が求めているとすることができます。

Q1. **そこで、稲村市長にお伺いいたします。**

平成30年11月18日に執行された市長選の24.71%という投票率の数字、投票者数94,639人という数字を真摯に受け止められ、これまで市長という職責を担ってこられたことと思えます。

然るに、「投票率向上のための取組」と「ご自身の選挙での勝利」との兼ね合い、あるいは矛盾について、どのようにお考えでしょうか。

次に、「学校園と教育委員会との連携」についてお伺いいたします。

尼崎市教育委員会が令和 2 年 3 月に発行した『尼崎市教育振興基本計画』において、計画期間の早期に実施を目指す取組として、以下の記載があります。

・市全体または学校園で実施している行事などについて、教員の働き方改革と児童生徒の負担軽減の観点から、必要性・有効性・効率性などを改めて検証した上での抜本的な見直し。

また、同計画には次のような記載もございます。

・昨今、教員の長時間勤務が課題となっています。教員は勤務時間中において、授業はもとより、より質の高い授業を行うための教材研究を含む授業準備、成績処理、さらにはいじめ等の対応をはじめとする生徒指導、不登校児童生徒への支援、部活動指導、行事の準備、保護者対応など様々な業務を行っています。

・児童生徒を取り巻く教育環境が多様化する中で、必ずしも教員が担わなくてもよいと考えられる業務の軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、働き方改革を進めていく必要があります。

抜本的な見直し、より質の高い授業、児童生徒と向き合う時間の確保といった力強い言葉が目に見えて飛び込んできます。これらが着実に実行されていくことにより、尼崎市の教育は子どもの視点に立った素晴らしいものになると確信しております。

Q2. そこでお伺いいたします。

『尼崎市教育振興基本計画』の中に、『必ずしも教員が担わなくてもよいと考えられる業務の軽減』との文言がございます。その点も踏まえ、各小学校・中学校あるいはそこで働く教員の業務の軽減を図るため、教育委員会として取り組まれた具体的な内容及びその成果、今後の課題をご教示ください。

最後に、「外郭団体等への補助金の交付」についてお伺いいたします。

補助金は、公共の見地から公益性があると認められる特定の事務、事業に対し、その実施に対して反対給付を求めることなく交付される金銭的給付をいい、地方自治法第 232 条の 2 において規定されています。「公益上必要があるか否かは、当該地方公共団体の長及び議会は個々の事例に即して認定することになるが、まったくの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」とされており、補助金の公益性については、全国で数多くの住民訴訟が提起され争われています。

尼崎市においては、補助金等の交付手続一般を包括的に規律する条例・規則等はありません。補助金の法的性質が私法上の贈与的契約とされていることを鑑みますと、その執行手続においては適正性が求められるのはもちろんのこと、市の担当者による恣意的な運用がなされることのないよう、部局横断的に補助金等が管理されるのが望ましいと考えます。

Q3. そこでお伺いいたします。

今後、補助金等に関する統括的な管理部署を設け、統一的なルールを策定する必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

以上、第 1 回目登壇の質問を終わります。

第 2 回目登壇の質問は、一問一答にて行います。

一問一答

Q1-1

本市では、本年11月20日に市長選挙が執行される予定です。告示日は11月13日の予定であり、選挙期間は1週間となります。

一般的に現職市長が立候補している場合、地方自治法第152条第1項の「普通地方公共団体の長に事故があるとき」に該当するものとして、選挙期間中は市長職務代理者を置くことが望ましいとされています。対立候補に対する政治的配慮の必要性や、選挙運動により市長としての職務が疎かになる懸念があるからです。

そこでお伺いいたします。

4年前の市長選における、選挙期間中の市長職務代理者とその職務内容をお答えください。

Q1-2

本年3月27日、お隣の自治体－西宮市の市長選挙がございました。去る3月13日、「阪急西宮ガーデンズ」の前でマイクを握られた稲村・尼崎市長は、武庫川新駅の具体的な検討が始まったことを挙げ、石井・西宮市長の応援をされています。この武庫川新駅に関しましては、尼崎市よりも西宮市の方が新駅設置に積極的であるという経緯がございます。

そこでお伺いいたします。

稲村市長は、どのような立場から、どのような意図をもってこのようなリップサービスをされたのでしょうか。また、公職選挙法第136条の2において規定されている「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」について、どのようにお考えでしょうか。お答えください。

Q1-3

総務省は「首長の多選問題に関する調査研究会」を開催し、同調査研究会は平成19年5月の報告書において次のようにまとめています。

・権力を法的に制限すべきであるとする立憲主義の考え方から、多選制限は、地方公共団体の長の権力をコントロールする合理的な手法の一つとなり得るものと考えられる。

・多選の結果、選挙の実質的競争性が損なわれているとすれば、選挙の競争性を確保し、政策選択の幅を広げる手法の一つとして多選制限を位置づけることができ、このような考え方に立った場合には、多選制限は、民主主義の理念に沿ったものとも考えることもできる。

そこでお伺いいたします。

地方公共団体の長の専制化を防ぎ、行政組織が硬直化することを避けるため、我が尼崎市におきましても、多選制限をすること自体の是非や多選制限の具体的な内容を検討すべきと考えます。市長の在任の期数に関する条例の制定について、ご見解をお聞かせください。

Q2-1

尼崎市教育委員会は、学校園の役割を『基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます』と定義されています。校園長のリーダーシップへの期待が感じられる文言です。地域から信頼される保護者対応というのも、学校あるいは校長の腕の見せ所ではないでしょうか。実情に応じた判断、例えば「保護者からの過剰な要求に対しては、校長が毅然とした対応をする」といったことも必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

校園長の学校現場における裁量は、尼崎市教育委員会としてどの程度認められているのでしょうか。学校事故への対応も含め、ご見解をお聞かせください。

Q2-2

子どもの最善の利益のために、学校や教育委員会が弁護士に対して法的な観点を踏まえたアドバイスを求め、困難かつ緊急性の高い問題の早期解決を図ることは大変重要です。尼崎市教育委員会には『学校支援専門家派遣事業』があり、いじめや不登校等における学校の対応の支援を行っております。

そこでお伺いいたします。

本事業における専門家への報酬体系は、相談ごとの支払いでしょうか。それとも月額固定でしょうか。今後の事業予算額の見通しとともに、ご教示ください。

Q2-3

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所管警察署と連携してこれに対処する必要があります。いじめ防止対策推進法第23条による規定ですが、直ちに所管警察署に通報すべき事案であるか否かの判断は、慎重さも要求されます。

そこでお伺いいたします。

校長が、当該学校に在籍する児童等に対する重大な被害を認識した場合、校長自身の判断で所管警察署に通報してもよいのでしょうか。また、そのことに対して教育委員会あるいは教育長が、校長の判断を指導することはあるのでしょうか。併せてお答えください。

Q3-1

「外郭団体等への補助金」ですが、一般社団法人あまがさき観光局に対しても交付されています。

あまがさき観光局が主な役割を担う本市の観光施策について、本年3月、尼崎市監査委員から発行された『令和3年度監査結果報告書』に記載がございます。以下、その抜粋です。

- ・所管組織は、観光施策全体の長期の収支見通しを策定していない。
- ・今後も、多額の一般財源負担が必要となる観光施策であると言える。
- ・監査事務局において長期の収支見通しを試算すると、令和3年度以降、一般財源から年間2億円強、実質的に年間3億円程度の負担が見込まれる。
- ・一般財源負担について説明責任を果たす必要がある。
- ・投資回収計画の妥当性について説明責任が果たせない場合は、観光施策全体について抜本的に見直す必要がある。

そこで、一般社団法人あまがさき観光局の理事長を兼職されている稲村市長にお伺いいたします。

地域の稼ぐ力が向上しない観光施策、はっきり申し上げて、市長の失策ではないでしょうか。ご見解をお聞かせください。

Q3-2

監査事務局において、平成28年度から令和7年度までの観光施策の10年間の見通しが出されています。

平成28年度から令和2年度までの実質的な一般財源負担額合計は7億61百万円、令和7年度までの実質的な一般財源負担額合計は22億58百万円というとんでもない数字です。

そこでお伺いいたします。

尼崎46万市民の血税—一体いつになればこの流血は止まるのでしょうか。その見通しをお答えください。

Q3-完「要望」

私が補助金に関して一番懸念している点は、その交付が真に市民の利益-公益になっているかです。補助金の一部の利益のために使われることは決して許されることではなく、また市民の目から見て、不当な公金支出と疑われるようなことも厳に慎まなければなりません。

令和3年度包括外部監査結果報告書には、利益相反についての言及がいくたびも出てきます。尼崎市民まつり協議会の代表者に市長が就任している現状について、あるいは市長があまがさき観光局の理事長を兼職していることによる「お手盛り」のリスクについて。私も微力ながら、昨年9月及び12月の定例会において、補助金の支出者と受領者の代表者が同一であることの問題点を、様々な角度からご指摘申し上げて参りました。

市長におかれましては、議会と長とが相互に権限を分かち合う二元代表制の理念に立ち返り、民主的かつ公正な市政運営をお願い申し上げます。

以上ですべての質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。